

急迫の事態等が生じた場合の競技会（強化合宿を含む）等の取扱細則

令和5年10月25日制定

（目的）

第1条 この細則は、大規模な地震や新型インフルエンザの大流行等の非常変災その他急迫の事態が発生した場合に備え、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下、日連という）が主催する競技会（強化合宿を含む）等の取扱いを定めることにより、選手・指導者等の関係者の安全確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この細則における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 非常変災 地震、風水害、火山の噴火等に起因する自然災害及び毒劇物や放射能による災害等緊急事態をいう。
- (2) その他急迫の事態 新型インフルエンザ等の大流行、競技会場（合宿施設）周辺における不発弾の発見、競技会場等の爆破予告、ストライキ等による交通機関の運休等をいう。

（競技会等中止・延期の手続き）

第3条 日連主催の競技会（強化合宿を含む）等を中止・延期する場合は、危機管理委員会において協議し決定する。

- 2 競技中（合宿期間中）に非常変災その他急迫の事態が発生した場合は、速やかに大会中止・延期の措置をとる。
- 3 競技会（強化合宿）等の運営に際し、緊急に対応すべき事案が発生したものと会長ならびに理事長が判断した場合においては、本細則を準用し同様に協議を行うことができる。

（競技会中止・延期等の周知）

第4条 競技会（強化合宿）の中止・延期等及び再開の周知については、日連役員及び指導者を通じ、出場（参加）選手全員に遺漏なく行わなければならない。

附 則

この細則は、令和5年10月25日から施行する。

以上